

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和8年6月11日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	45	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	P. 104
2	議 案	46	和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 107
3	議 案	47	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 110
4	議 案	48	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 113
5	議 案	49	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 116
6	議 案	50	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 119
7	議 案	51	和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 123
8	議 案	52	和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について	P. 127
9	議 案	53	和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について	P. 130
10	議 案	54	和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について	P. 133
11	議 案	55	和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について	P. 137
12	議 案	56	令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)【厚生文教所管分】	P. 140

分割付託案件内訳

※ 議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

○歳出のうち

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

3 款 民生費

9 款 教育費

○地方債補正

社会教育施設整備事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（7名）

委員 長	飯 阪 光 典	副 委 員 長	友 田 博 文
委 員	谷 上 昇	委 員	埴 田 英 伸
委員 (副議長)	浜 田 千 秋	委 員	北 川 美 穂
委 員	松 田 義 人		

欠席委員（1名）

委 員 末 下 広 幸

オブザーバー（1名）

議 長 山 本 秀 明

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	並 木 敏 昭
教 育 長	大 槻 亮 志
福祉部長兼福祉事務所長	佐々木 敦
市民生活部長	森 博 紀
こども・健康部長	尾 郷 森太郎
教育次長兼教育部長	鍛 治 公 哉
生涯学習部長	山 村 邦 弘
教育部教育指導監	上 田 茂 幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	総務課 長	上 岡 繁
総務課長補佐	大 西 摩紀子	総務課議事調査係主事	北 山 透 也

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○飯阪光典委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

末下広幸委員から欠席の届けがございます。



◎市長挨拶

○飯阪光典委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、友田副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また山本議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、こども・健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○飯阪光典委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○飯阪光典委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

についてお願いいたします。

佐々木福祉部長。

○佐々木 敦福祉部長兼福祉事務所長 福祉部長の佐々木です。

組織機構の説明及び令和8年4月1日付の人事異動に伴いまして異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図1ページから2ページをお願いいたします。

まず、福祉部の組織機構につきましては、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、広域事業者指導課の1室4課体制で、職員数は105人です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 森市民生活部長。

○森 博紀市民生活部長 市民生活部長の森です。

続きまして、市民生活部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図の3ページと4ページを御覧願います。

まず、組織機構につきましては、市民室、保険年金室、くらしサポート課の2室1課体制で、職員総数は95人でございます。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 尾郷こども・健康部長。

○尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

続きまして、こども・健康部を紹介させていただきます。

行政機構図の5ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、令和8年4月1日付の行政機構改革に伴い、子育て支援室、こども未来室、健康づくり推進室の3室体制に再編され、職員数は262人です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 鍛冶教育部長。

○鍛冶公哉教育次長兼教育部長 教育部長の鍛冶です。

続きまして、教育部を紹介させていただきます。

行政機構図の7ページから8ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まず、組織機構につきましては、令和8年4月1日付の行政機構改革に伴い、教育総務課、学校管理室、学校教育室の1課2室体制に再編され、職員数は114人です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

続きまして、生涯学習部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

行政機構図の9ページから10ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、生涯学習推進室、文化遺産活用課、久保惣記念美術館の1室1課1館体制で、職員数は43人でございます。

なお、本年度機構改革によりまして、生涯学習推進室の地域教育推進担当課が新たに設置されております。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○飯阪光典委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第45号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 議事第1、議案第45号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

森市民生活部長。

○森 博紀市民生活部長 市民生活部長の森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第45号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書104ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、医療法等の一部を改正する法律により、社会保険診療報酬支払基金の名称が変更されることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするもので、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、その内容でございますが、105ページを御覧ください。

広域連合の経費の支弁の方法を規定する第17条第1項第4号中の社会保険診療報酬支払基金交付金を、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この規約は令和8年10月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第45号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第45号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号 和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第2、議案第46号 和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

佐々木福祉部長。

○佐々木 敦福祉部長兼福祉事務所長 福祉部長の佐々木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第46号 和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の107ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、介護保険法施行令の改正に伴い、就労時間の調整等により住民税が非課税であるにもかかわらず令和8年度の保険料段階が上がる者について、保険料を減免する特例措置を設けようとするものでございます。

次に、その内容ですが、議案書108ページをお願いいたします。

附則第19条第1項は、令和7年度において市町村民税が課税されていない者であって、介護保険法施行令の改正で給与所得控除の最低保障額が据え置かれ、市町村民税が課税されている者とみなされることにより保険料段階が上がるときは、その差額までの範囲内の金額を減免すること。議案書109ページ、第2項は、保険料の減免にあつては納付義務者の申請を要しない旨を定めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第46号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第46号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第3、議案第47号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

上田教育指導監。

○上田茂幸教育部教育指導監 教育指導監の上田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第47号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の110ページをお願いします。

まず、提案理由につきましては、府費負担教育職員の手当との均衡を図るため、市費負担教育職員の手当について所要の措置を講ずるものでございます。

次に、その内容を新旧対照表に基づき御説明いたします。

111ページをお願いします。

第4条、教員特殊業務手当について、週休日等において従事した時間が引き続き4時間以

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

上であるとき3,600円としていたものを、3時間以上であるとき3,900円とし、2時間以上4時間未満であるとき1,800円としていたものを、2時間以上3時間未満であるとき2,600円とするものでございます。

112ページをお願いします。

最後に附則につきまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は令和8年4月1日から適用いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第47号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

埤田委員。

○埤田英伸委員 公明党、埤田です。1点だけ質問させていただきます。

この手当は、週休日従事した時間区分によって額が決められるようですが、何時間部活に従事したかなどの時間数の確認方法は自己申告なのかどうかも含めて、どのようにされているか教えてください。

○飯阪光典委員長 岩井教職員担当課長。

○岩井靖久教育部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の岩井です。

部活動従事に当たっては、顧問教諭が活動時間の設定を含む毎月の活動計画を作成し、校長へ事前提出することとなっております。その計画に記載された部活動従事時間と出退勤システムに入力された時刻を照合することで確認しています。

以上です。

○飯阪光典委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

私の中学時代の陸上部の思い出として、2人の顧問の先生と80人近い生徒が最寄り駅に朝6時に集合して吹田市の競技場の大会に出場し、閉会式が夕方4時で最寄り駅まで帰ってきたのが夜7時近くになったりすることがあり、顧問の先生からすれば12時間を超える勤務になることが多々ありました。そういうことは昔と変わらず今でもあることではないかと思えます。

また、大会や練習試合などで遠方まで行くこともあろうかと思えます。昔の話ですが、私

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の学生時代は顧問の先生も自腹で電車代を払っていたと記憶しています。公式戦であるのか、練習試合であるのかなど、交通費の支給要件があることを事前に伺いましたが、公式戦、練習試合という分け方もそうですが、距離での実費がどれだけかかったかなど、まだまだ改善の余地はあると思っています。

今回の条例改正は3時間以上という設定ですが、3時間で終了した教員とそれ以上従事した教員が同じ手当というのも、さらに改善の余地があると思います。今後のもう一つの対応として、例えば3時間以上5時間未満、5時間以上7時間未満というような細分化した区分の設定も必要になるかもしれないです。さらに細分化するとすれば、1時間ごとに区切るなど、働いた分だけ保障できるようにすることが必要ではないかとも考えます。また、それを国・府へ要望するなど取り組んでいただければと思います。

また、交通費に関しても、実際にかかっている金額が保障されるようにすることも必要と思います。

部活動の顧問をすればするほど教員の仕事が苦痛に感じるというようなマイナスなイメージの払拭をすることも、子どもたちと教員のよき思い出づくりに寄与すると思いますので、御検討をお願いいたします。

質問を終わります。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定
について

○飯阪光典委員長 議事第4、議案第48号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

上田教育指導監。

○上田茂幸教育部教育指導監 教育指導監の上田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第48号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書113ページをお願いします。

まず、提案理由につきまして、学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、池上小学校及び幸小学校並びに富秋中学校を新設校に統合しようとするものでございます。

次に、その内容について、議案書114ページから115ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条、小学校の設置に関する規定から池上小学校と幸小学校を削り、第2条、中学校の設置に関する規定から富秋中学校を削ります。また、第3条、義務教育学校の設置に関する規定に富秋学園を追加いたします。

最後に、本条例改正の施行期日につきましては、富秋学園の開校日である令和9年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第48号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

浜田委員。

○浜田千秋委員 富秋学園の設置条例の補足資料に記載されている内容について、数点お伺いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まず、服装についてですが、アンケートを取ったり、現在の富秋中学校において服装自主選択登校を実施し、特に大きな混乱はなかったことから、標準服は導入しないことに決められたとのことですが、標準服とはどのようなものですか。また、標準服と制服との違いについて教えてください。あわせて、検討された経過内容についても教えてください。

以上です。

○飯阪光典委員長 日美児童生徒支援担当課長。

○日美全登教育部学校教育室児童生徒支援担当課長 児童生徒支援担当課長の日美です。

まず、制服と標準服の違いにつきましては、制服は学ランやブレザー、シャツなど、形や色などを指定し、着用を義務づけるものであるものに対して、標準服は一定のルールを決めて、学校として義務づけるのではなく、推奨する服装のことを指します。

次に、検討の経過につきましては、富秋中学校で服装自主選択制登校を2回実施し、教職員並びに生徒の意見も聴取し、学校運営に支障がないことを確認した上で、地域の方や保護者、学校長等で構成する学校開校準備委員会での検討を経て、標準服を導入しないことを決定いたしました。

様々な御意見がございましたが、標準服を導入しないことについては、生徒が服装を選ぶことが自主性を育む機会となることや、体格、性別に応じた服装を選ぶことができるなどの意見をいただいたところです。しかしながら、服装を迷う保護者や生徒もいることも想定して一定の目安を示すべきとの意見もあったことから、参考となる服装を示す予定です。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

服装自主選択登校は、和泉市において初めての取組となります。経過を聞いていても様々な御意見があったとのことですが、最終的には保護者や児童、生徒の意見を尊重して決定されたと理解いたしました。自由な服装ということで、イメージが湧きづらかったのですが、体操服で登校されている生徒も多いとのことでしたので、子どもたちを含め多くの皆様が考えた結果を大切に尊重したいと感じています。今後は、開校後の様子を見守りながら、自由な服装の中にもTPOがあることを自主的に学んでほしいという学校長の思いが子どもたちに届くことを願っています。

次に、後期課程の生徒の皆様に対して参考となる服装を示すとのことですが、では、靴についても一定のルールが決められているのでしょうか。学校生活を送る上で、安全面等に対し

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

て一定の配慮が必要だと思いますが、その御対応についてお伺いいたします。

○飯阪光典委員長 日美課長。

○日美全登教育部学校教育室児童生徒支援担当課長 児童生徒支援担当課長の日美です。

靴につきましては、現在、特に色や形を指定せず、通学時に安全に歩けることや運動に適した靴を履いてくるように保護者と生徒に通知し、指導しております。富秋学園開校後も同様の対応を予定しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

靴についても、特に指定はせず、通学時に安全に歩ける運動に適した靴を履いてくるように通知、指導を行うとのことでは、学校に運動靴を置いておけば、登下校のときには安全に歩ける靴であれば何を履いてもいいのでしょうか。運動靴はもとより、つま先、サンダル、厚底靴など、ついつい玄関に置いてある日常履いているもので通学してしまうかもしれないと、少々気になる点もございます。こちらも開校後、子どもたちの様子を見ながら、必要に応じて、もしも一定のルールを示すことが必要だと感じるならば、その都度その都度対応をお願いしたいと思います。

最後に、富秋学園で実施する図書館の地域開放に関連してお伺いいたします。

令和6年第1回定例会でも質問させていただきましたが、多目的ホールや家庭科室については、子どもの居場所づくりの観点からも、ぜひとも地域に開放していただきたいと要望させていただきました。現在、どのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

○飯阪光典委員長 日美課長。

○日美全登教育部学校教育室児童生徒支援担当課長 児童生徒支援担当課長の日美です。

富秋学園は、地域と共にある学校づくりに向けて、学校を身近に感じ、地域の方々に気軽に学校を訪れてもらうため、施設を開放するもので、図書館だけでなく多目的ホールや家庭科室なども地域の方々に御活用いただき、様々な取組を展開していただきたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

地域と共にある学校づくりに向けて、地域の方々に対して気軽に学校を訪れていただき活

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

用していただくような様々な取組を展開していくとのこと。富秋学園の地域には、子どもの居場所づくりをはじめ、子ども食堂、学習支援など様々なことに取り組んでいる団体が数多くあります。皆様が待ち望まれた学園で、地域に開かれた学校運営を行うためにも、地域団体への啓発や学校との連携を万全にすることが必要だと感じています。開校まで大変な作業も多々あるかと思いますが、富秋学園が地域と共にある学校となりますことを期待しています。

質問は以上です。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

松田委員。

○松田義人委員 五月会の松田です。よろしくお願いします。

今の浜田委員のほうで、補足資料で制服でありますとか靴の関連で御質問があったと思います。私のほうも補足資料に関連しまして、2点質問したいと思っております。

1点目は、これまでの開校準備委員会の中で議論があったかどうかというところも含めまして、他市での導入のほうも進んでると聞いておりますが、ランリュックというものがあるということで、特に富秋学園の校区には低所得者向けの市営住宅を含んでおりますので、保護者の負担でありますとか、また先ほどの服装とも絡まって、学校指定の備品といいますか、必要なものがあるほうが、生徒も選びやすいのではないかなというふうに思うんですが、この点のランリュックというようなもののことを考えますと、保護者の負担も含め必要なのではないかなと、ぜひ導入してはどうかなというふうに思うんです。

市の方向性も含めまして、この富秋学園をスタートに、和泉市全体に、全員に強制するものではないと思いますが、ランドセルでもいいしランリュックでもいいよというような方向にならないかなというふうに思いますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○飯阪光典委員長 奥教育総務課長。

○奥 信介教育部次長兼教育総務課長 教育総務課長の奥です。

学校準備委員会におきまして、服装に関する意見交換会は複数回実施しまして、その中で通学かばんや体操服など学用品に関するアンケートも行い、その結果も共有したところですが、その中では通学用かばんなどについては指定しないほうが良いというような意見があったことから、それ以上の話はせずに、ランリュックに関しても特に意見は出なかったところでございます。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

ほかの学用品についても同じだと思いますけれども、特にこのランリュックについては、保護者の方もまだ知らない方がたくさんいるのではないかなということもあるので、市の方角性として、こういうものもあるんだということを周知していただくと、保護者の負担も減っていくのかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。

こちらも補足資料にあります。補足資料の6番、また11番に関連しまして、葛の葉町の児童についてのあたりをお伺いしたいなというふうに思っております。

特に、補足資料の6番には、令和8年度の児童生徒数ということで、生徒さんの富秋学園になった後の各学年のクラスの数でありますとか、その点の説明があるんですけども、特に開校しますと葛の葉町の小学生については選択制が導入されるということになりますので、普通にいきますと、信太小学校に行ってた子どもさんは、同じ友達などの関係もあって信太中学校へ行く方が多いのかなというふうに思うんですが、特に希望される生徒については、富秋学園の校舎でありますとか、教育方針というか、その辺を丁寧に説明していただければ、選択肢に入ってくるのかなと思いますので、その点の周知の仕方、どのように行うのか。また、その今後の予定について教えていただきたいというふうに思います。

あと、学校開校準備委員会において、どれだけ保護者の方が今の段階で知っているのかなという目安になるかと思っておりますので、葛の葉町の在住の方が、この開校準備委員会にどのように関わってるのかというあたりも教えていただきたいと思っております。

○飯阪光典委員長 奥課長。

○奥 信介教育部次長兼教育総務課長 教育総務課長の奥です。

葛の葉町在住の保護者に向けましては、6月27日土曜日に富秋学園の魅力を周知するための説明会を開催いたします。なお、未就学児の保護者に向けましては、保育園、幼稚園、こども園にチラシを配布し、説明会の開催を周知したいと考えております。その上で、8月に中学校の希望調査を実施し、その結果が9月下旬頃にまとまる予定でございます。

また、学校開校準備委員会に参加しておられる葛の葉町の関係者の方につきましては、町会の代表者及び保護者の代表者に参画いただいております。

以上です。

○飯阪光典委員長 松田委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○松田義人委員 ありがとうございます。

御説明いただいたように、町会の代表者の方、また保護者の代表者ということですが、そこから全体の保護者の方にどれだけ伝わってるのかなということもあると思いますので、ぜひ、チラシを配布してということでありましたので、こちらのチラシが必ず手元に届く。そこから説明会を開いていただけるということですので、極力その説明会に参加していただいて、きちんと話を聞いていただくということが大事なかなと思いますので、そういう努力も含めて啓発、また周知に努めていただきたいというふうに思っております。

また、葛の葉町だけではないと思います、富秋町もあると思いますが、国道26号線を渡った先の、今現状で言うと泉大津市の中学校へ通ってる子どもさんが多いと思いますが、その子どもさん、児童も併せて、この富秋学園について、ぜひ通っていただきたいというようなことが、私も当時、校区の問題を議論しました適正就学対策審議会にも参加をしておりましたし、地元の方の意見もたくさん伺っておりますので、ぜひその辺、努めていただきたいというお願いをしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第48号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第5、議案第49号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第49号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書116ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、より一体的に生涯学習施策を推進するため、和泉市生涯学習推進委員会と和泉市社会教育委員会議の機能を統合する必要があるものでございます。

117ページを御覧ください。

改正の内容について、新旧対照表に基づき御説明させていただきます。

第1条第1項第2号の教育委員会の附属機関である「和泉市生涯学習推進委員会」を削除するものです。今後、生涯学習推進委員会の担当事務である生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整に関することについては、社会教育委員会議がその役割を担うものです。

118ページを御覧ください。

最後に附則ですが、公布の日から施行するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第49号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第49号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号 和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第6、議案第50号 和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第50号 和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書119ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市コミュニティセンターの使用料を見直すものでございます。

120ページを御覧ください。

この改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき使用料を改定するもので、和泉市コミュニティセンターの使用料を定める別表について、記載のとおり、見直す前の使用料から1.25倍の範囲内で引き上げる改定を行うものです。

なお、コミュニティセンター多目的ホールにおける冷暖房装置使用料については、備考第5項の記載を削除し、廃止しようとするものでございます。その理由としましては、近年の気候変動により空調が標準的な設備となっていることや、市民の利便性に配慮したものです。

続いて、備考第6項については、多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合において、入場料等の額に応じた使用料を定めるものですが、当該区分についても1.25倍に引き上げる改定を行うものです。

121ページを御覧ください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に附則でございますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。
また、準備行為として、施行日前の予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定しております。

次に、経過措置としまして、令和8年10月1日以降に許可を受けた令和9年4月1日以降の利用に対し、新料金を適用するものです。

なお、許可の時期にかかわらず、令和9年4月1日以降の冷暖房装置使用料を徴収しない旨、規定しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第50号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第50号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号 和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第7、議案第51号 和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第51号 和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書123ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市生涯学習センターの利用料を見直すものでございます。

124ページを御覧ください。

この改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき利用料金を改定するもので、和泉市生涯学習センター及び和泉市生涯学習サポート館の利用料金の上限額を定める別表について、記載のとおり、見直す前の利用料金から1.25倍の範囲内で引き上げる改定を行うものです。

なお、備考第6項については、文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合において、入場料等の額に応じた利用料金を定めるものですが、当該区分についても1.25倍に引き上げる改定を行うものです。

126ページを御覧ください。

最後に附則ですが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。

また、準備行為として、施行日前の予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定しております。

次に、経過措置としまして、生涯学習センターにつきましては令和9年1月から新たな施設予約システムを導入する予定で、現行システムの改修が困難であることから、新システムが稼働する令和9年1月1日以降に許可を受けた令和9年4月1日以降の利用に対し新料金を適用するものです。生涯学習サポート館については、貸室の利用許可申請の受付を開始する令和8年10月1日以降に許可を受けた令和9年4月1日以降の利用に対し新料金を適用するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第51号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第51号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号 和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第8、議案第52号 和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第52号 和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書127ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立図書館集会室の利用料金を見直すものでございます。

128ページを御覧ください。

この改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき利用料金を改定するもので、和泉市立図書館集会室の利用料金の上限額を定める別表について、記載のとおり、見直す前の利

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

用料金から1.25倍の範囲内で引き上げる改定を行うものです。

最後に附則でございますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。
129ページを御覧ください。

準備行為として、施行日前の予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定しております。

次に、経過措置としまして、改正後の利用料金は施行日以後の利用について適用するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第52号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第52号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号 和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第9、議案第53号 和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第53号 和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書130ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立体育館の利用料金を見直すものでございます。

131ページを御覧ください。

この改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき利用料金を改定するもので、体育館の利用料金につきまして、別表第1は貸切りで利用する際の上限額、別表第2は個人で利用する際の上限額について、それぞれ記載のとおり、見直す前の利用料金から1.25倍の範囲内で引き上げる改定を行うものです。

132ページを御覧ください。

最後に附則でございますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。

また、準備行為として、予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定で定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第53号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案第53号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号 和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第10、議案第54号 和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第54号 和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書133ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立運動施設の利用料金を見直すものでございます。

134ページを御覧ください。

この改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき利用料金を改定するもので、運動施設の利用料金について、別表第1は貸切りで利用する際の上限額、別表第2は個人で利用する際の上限額について、それぞれ記載のとおり、見直す前の利用料金から1.25倍の範囲内で引き上げる改定を行うものです。

136ページを御覧ください。

最後に附則でございりますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。また、準備行為として、予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定で定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第54号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第54号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号 和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第11、議案第55号 和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

山村生涯学習部長。

○山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第55号 和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書137ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市温水プールの利用料金を見直すものでございます。

138ページを御覧ください。

この改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき利用料金を改定するもので、温水

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

プールの利用料金の上限額を定める別表について、記載のとおり、見直す前の利用料金から1.25倍の範囲内で引き上げる改定を行うものです。

139ページを御覧ください。

最後に附則でございますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。

また、準備行為として、施行日前の予約受付に関して新料金の額を収受できるよう規定を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第55号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第55号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)〈厚生文教所管分〉

○飯阪光典委員長 議事第12、議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明を願います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

森口生活福祉課長。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算（第1号）の生活福祉課所管分、議案書145ページの2段目の生活保護費につきまして、補足資料で御説明させていただきます。

本件の内容につきましては、令和7年6月27日に生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判所での判決で、平成25年8月から令和8年3月末までの間、生活保護費の算定基準が違法または裁量権の逸脱、乱用とされたことにより、本来支給されるべき金額よりも過少に生活保護費が支給されていたことを受け、実際に支給された保護費と適正な基準で再計算した場合の保護費との差額分を追加支給するものです。それに係る扶助費及び需用費の補正を行うものです。

歳出の具体的な金額と本件のスケジュールについては記載のとおりです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第56号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時58分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 飯 阪 光 典